

排出事業者が必要な報告

1 一般廃棄物関係

| 報告書名 | 対象事業者 | 報告期限 | 提出先 |
|----------------------|---|--------------|----------------|
| 一般廃棄物の再利用及び減量に関する計画書 | 事業用の建築物のうち、下記の建築物の所有者 ①延床面積が、1,000平方メートル以上の建築物 ②延床面積が、1,000平方メートル未満の建築物で、市長が現に多量の一般廃棄物を排出すると認めるもの | 当該年度の4月30日まで | 豊橋市役所 環境政策課 |

2 産業廃棄物関係

| 報告書名 | 対象事業者 | 報告期限 | 提出先 |
|----------------------|---|---------------------------|-----------------|
| 産業廃棄物処理計画書 | 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000t以上の事業場 | 当該年度の6月30日まで | 豊橋市役所 廃棄物対策課 |
| 産業廃棄物処理計画実施状況報告書 | 前年度に産業廃棄物処理計画を提出した事業場 | 当該年度の6月30日まで | |
| 特別管理産業廃棄物処理計画書 | 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50t以上の事業場 | 当該年度の6月30日まで | |
| 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書 | 前年度に特別管理産業廃棄物処理計画を提出した事業場 | 当該年度の6月30日まで | |
| 産業廃棄物管理票交付等状況報告書 | 産業廃棄物を排出する事業者で、前年度に産業廃棄物管理票を交付した事業者 | 当該年度の6月30日まで | |
| 県外産業廃棄物搬入届出書 | 県外に設置する事業場にて生ずる産業廃棄物を処分するため、自ら又は他人に委託して県内に搬入しようとする事業者 | 当該年度の最初の搬入をしようとする日の30日前まで | |
| 県外産業廃棄物搬入状況報告書 | 上記の届出をした事業者 | 当該年度の6月30日まで | |
| 産業廃棄物事業場外保管届出書 | 建設工事に伴い発生した産業廃棄物を300㎡以上の保管場所を設置する事業者 | あらかじめ | |
| 特別管理産業廃棄物事業場外保管届出書 | 建設工事に伴い発生した特別管理産業廃棄物を300㎡以上の保管場所を設置する事業者 | あらかじめ | |
| 特定産業廃棄物保管届出書 | 建設系産業廃棄物及び廃タイヤを屋外の100平方メートル以上の保管場所で保管する事業者 | 保管を開始しようとする日の14日前まで | |
| 特別管理産業廃棄物発生事業場設置報告書 | 特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者 | 事業場を設置した日から30日以内まで | |
| PCB廃棄物の保管及び処分状況等届出書 | PCB廃棄物を保管している事業者 | 当該年度の6月30日まで | |

※上記以外で、国、県等へ必要な報告書・届出書があります。

問い合わせ窓口一覧表

■ 市役所のお問い合わせ窓口 ■

| 課(室)名 | 電話番号 | 問い合わせの内容 | 場所 |
|--------|----------|---|-------------------|
| 環境政策課 | ☎51-2399 | ごみ減量・リサイクルの啓発、古紙リサイクルヤードの利用 家電・小型家電の適正処理、 「一般廃棄物の再利用及び減量に関する計画書」の受付 | 市役所西館5階 |
| 廃棄物対策課 | ☎51-2410 | 一般廃棄物処理業者、産業廃棄物処理業者の許可・監督 排出事業者への適正処理指導、投入許可の受付 各種報告書・届出書等の受付 不法投棄・野焼き対策 | 市役所西館5階 |
| 業務課 | ☎61-4136 | ごみステーションのマナー啓発・管理指導、家庭ごみの収集 (事業系ごみは、ごみステーションへ持ち出すことはできません) | 東部環境センター (飯村町) |
| 施設課 | ☎46-5304 | 事業系一般廃棄物、産業廃棄物(一部)の受入れ 投入許可の受付 | 資源化センター (豊米町) |
| 埋立処理課 | ☎25-0145 | うめりごみの処理 (事業系ごみは受け入れられません) | 最終処分場 (高塚町) |

■ 庁外のお問い合わせ先(事業系ごみに関する事) ■

| 問い合わせの内容 | 問合せ先 | |
|--|-------------------------------|-----------------------------|
| 事業所から出たごみを処理する業者を具体的に知りたい場合 | 東三河廃棄物処理事業協同組合 | ☎ 37-9811 |
| 廃棄物の輸出入に関する相談をしたい場合 | 環境省中部地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課 | ☎ 052-955-2132 |
| 産業廃棄物収集運搬業(積替え・保管を除く)の許可取得に関する相談をしたい場合 | 愛知県東三河総局県民環境部環境保全課 | ☎ 35-6115 |
| 業務用エアコン・冷凍冷蔵庫のフロン回収に関する相談をしたい場合 | 愛知県東三河総局県民環境部環境保全課 | ☎ 35-6112 |
| 家電リサイクル法対象家電を直接搬入する場合 | ㈱紅久商店 本社工場 日通東愛知運輸(㈱)本社営業所 | ☎ 32-8888 ☎ 0533-85-7890 |
| 小型家電を直接搬入する場合 | ㈱紅久商店 本社工場 ㈱紅久商店 東工場 | ☎ 32-8888 ☎ 41-2344 |